

第558回:夜遊びのすすめ

中国国営の中国国際放送局(CRI)は11月29日、「夜間経済が中国経済に新たな活力」と題して、日本語版でこんなニュースを流した。

中国では今、全国各地で特色あるナイトタイムエコノミーを展開しています。ナイトタイムエコノミーとは、新たな消費拡大に向けた夜間の経済活動のことです。このほど閉幕した第1回中国夜間経済フォーラムによりますと、ナイトタイムエコノミーは多様化した消費体験に対する消費者のニーズにより良く応えるものとして、2020年には市場規模が30兆元を超えると予想されています。コンサートやライブ、夜の商店街の散策を楽しめるほか、伝統文化の体験、美術館巡り、ナイトクルージングなどもあり、充実した新たな夜の過ごし方を提案しています。

夜間経済は中国語でも「夜間経済」と書くが、この言葉、ひょっとすると今年の流行語大賞になるかもしれない。シンガポールや台湾、香港など、中華圏の観光地では「夜市」が観光スポットとして広く知られており、シンガポール「ニュートン・サーカス」、香港「女人街」、台北「士林夜市」などでは、夜遅くまでショッピングやグルメを楽しむ内外の観光客や地元民たちで溢れている。

中国の共産党政権にとって、これまでナイトスポットは取締りの標的にこそなれ、必ずしも推奨の対象ではなかったようだが、景気減速を何とか食い止めようと煩悶する中国当局は、中華圏の夜市の繁栄ぶりに着目し、人民に夜間の外食や、ショッピング、娯楽等を推奨し始めた…これはニュースだ。

そもそも中国共産党が出す命令には、「儉約令」、「汚職追放運動」、「学習命令」など様々なジャンルがあるが、「夜間経済促進命令」を受領した北京や上海などの行政官は現金なもので、これを「夜遊び推奨令」と理解したのか、直ちに夜間経済の振興策を打ち出し始めた。

対策も極めて簡単で、規制でがんにがらめに縛ってきた規制や統制をちょっと緩めるだけでよい。例えば、これまで営業時間に一定の枠を設けてきた美容院や映画館、カルチャースクールなどへの規制を緩和すると同時に、深夜営業のレストランやコンビニなどに補助金を交付し、併せてバスや地下鉄の終電時間も延長すれば、夜間経済は一気に「開花」するだろう。そして、その効果は中国政府が準備中のお堅い金融・財政政策よりも靦面ではないかと思うのだけど、どんなものでしょうかね。

真っ先に動いたのが首都北京だった。北京市トップ蔡奇・党委書記は習近平主席の福建省、浙江省時代からの側近として知られており、本年7月に公布した、「北京市関于進一步繁榮夜間經濟促進消費增長的措施(略称:夜間經濟13条)」は、習主席サイドにも十分根回しを行った上での政策に違いない。

「夜遊び推奨令」などと批判されないよう、ベタな法律名となっており、法律名を読めば、北京市の狙いが、夜間経済を繁栄させることにより、消費を伸ばすことにあるのが一目瞭然。

13条を逐一、①夜間経済のメカニズム構築、②夜間交通システム整備、③明るい消費市場作り等々と、紹介するのは省くが、この中には「“夜京城”のランドマーク設置」、「深夜食堂の推進」、「文化方面のIT情報

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

計画」などが含まれている。

さて、“夜京城”は本当に建設可能かと云えば、余計なお世話。全く心配する必要はない。香港や台北の夜市だけでなく、中国本土だって昔から「喫夜宵(＝夜間外出して夜食を楽しむ)」の習慣はあり、家族や友人と連れ立ってナイトスポットへ繰り出すのは、中国の伝統に裏打ちされた生活様式である。

北京の三大盛り場といえば王府井、前門大街、西単が有名だが、戦前は宵っ張りの街でもあった。特に前門大街の大柵欄(ダーシーラン)は、衣(ショッピング)と食(グルメ)の街、そこに昼間は大道芸人が活動し、スリが暗躍、夜になると遊郭の明かりが灯る、刺激的で情緒あふれる街だった。

そんな夜の繁華街が、共産党政権の誕生後に遊郭やアヘンなどの禁止と共に、一気に下火となり、その状況は文化大革命が終了する1976年ころまで続いた。

筆者が上海留学した1981年当時、ホテルでも街のレストランでも夜の7時にラストオーダー、8時閉店が普通だった。当時の工場は3交代制だったから、深夜でも労働者用の食堂が少しは開いていたが、老酒を楽しむ雰囲気など全くなかったし、夜間営業のマッサージ屋やバー、商店など皆無だった。(つづ)

そんな夜間経済が改革開放時代の到来と共に徐々に息を吹き返し、都市部では夜間でもショッピングや飲食、カラオケ等が楽しめる時代となり、ナイトライフは益々隆盛かと思われたが、それにブレーキを掛けたのが2012年に誕生した習近平政権であった。

習主席は政治改革の推進手段として「反腐败キャンペーン運動」を発動し、政治局レベルの党政府高官を含む多数の政治家や官僚、ビジネスマン等が逮捕されるなか、「賄賂」、「嫖客」、「宴会」等の舞台となってきた「紅灯の巷」へのアクセスが「何もかもごちゃまぜに御法度」とされるようになり、中国の夜間経済は、ここ数年衰退の道を辿ってきた。しかし中国経済に回復の兆しが見えないなか、共産党はリスクを覚悟の上で夜間経済再開に同意したということのようだ。

これは景気不振に苦しむ中国にとって朗報だが、鄧小平の名言ではないが「窓を開けば、新鮮な空気と共にハエも入ってくる」ことになり、地方行政官たちが調子に乗って不健全なナイトライフの振興に奔れば、どこかで厳しい摘発が再開されることになるだろう。

夜間経済は間違いなく中国経済にプラスに働くが、地下経済のウェイトも高く、どの程度公式統計に反映されるかが少し気になるところだ。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2019年(令和元年)12月3日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



ご投資にあたっての注意事項

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金) に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して 最大 0.8800% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.75% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価格が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。